

一般社団法人 CRM協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人CRM協議会と称し、英文では「Customer Relationship Management Association」と表示する。

(目的)

第2条 当法人は、会員と共に顧客志向型のビジネスや市場の変化に対応した経営手法、IT 利用技術及び関連サービスの育成・啓蒙・普及を推進するため、顧客中心経営（Customer Relationship Management, 以下「CRM」と略称する。）に関するベストプラクティス・モデル事業の推進、標準要綱の策定、及び CRM の基礎基盤（プラットフォーム）の構築に向け、国内外の関連団体と協力して調査研究、開発を行い、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

- 2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) CRM による顧客中心の経営手法とそのための IT 利用の情報収集・調査分析・開発・教育研修・コンサルティング・教育・講演・出版
 - (2) CRM のベストプラクティス・モデルの発掘とその優良企業の認定・表彰
 - (3) CRM で扱う顧客情報の管理におけるプライバシー保護とセキュリティ技術の推進・普及
 - (4) CRM 分野での IT 利用やそのサービス情報のウェブ上での共有化の促進
 - (5) 各業種に応じた CRM とそのサービス推進のための標準要綱の策定、企画の検証及び政策の提案
 - (6) 海外の CRM の業界団体との情報交換と協力活動

(7) その他当法人の目的を達成するために必要な事項

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、自己その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人には、会員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員)

第6条 当法人の会員は、次のとおり、正会員甲、正会員乙、特別会員及び賛助会員とし、そのうち正会員甲、同乙及び特別会員をもって、一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員甲

正会員甲は、理事会に対し理事候補者を推薦することができる法人であって、当該企業が CRM をビジネスとする企業（以下「ベンダー企業」という。）であるか、又は、自らのために CRM を利用・運用する企業（以下「ユーザ企業」という）であるか、及びその企業規模の程度に応じて、更に、次のように区分される。

- a 正会員甲 A（大手ベンダー企業）
- b 正会員甲 B（大手ユーザ企業）
- c 正会員甲 C（中小ベンダー企業）
- d 正会員甲 D（中小ユーザ企業）

(2) 正会員乙

正会員乙は、正会員甲以外の法人であって、当該企業がベンダー企業であるか、又はユーザ企業であるか、及びその企業規模の程度に応じて、更に、次のように区分される。

- a 正会員乙A (大手ベンダー企業)
- b 正会員乙B (大手ユーザ企業)
- c 正会員乙C (中小ベンダー企業)
- d 正会員乙D (中小ユーザ企業)

(3) 特別会員

特別会員は、企業以外の公的団体、学校法人、社団法人、財団法人、各種公的機関などの非営利団体、後援・協力団体及び当法人の事業に関する専門知識を有する個人とする。

(4) 賛助会員

当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。

(入会)

第7条 当法人の会員となるには、所定の入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員は、一般法人法27条に規定する経費として、会員の区分毎に1口5万円を1単位として、次の年会費を納入しなければならない。

なお、賛助会員は、3万円の年会費を納入しなければならない。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 正会員甲A (大手ベンダー企業) | 12口 (60万円) |
| (2) 正会員甲B (大手ユーザ企業) | 6口 (30万円) |

(3) 正会員甲C (中小ベンダー企業)	6口 (30万円)
(4) 正会員甲D (中小ユーザ企業)	4口 (20万円)
(5) 正会員乙A (大手ベンダー企業)	8口 (40万円)
(6) 正会員乙B (大手ユーザ企業)	4口 (20万円)
(7) 正会員乙C (中小ベンダー企業)	4口 (20万円)
(8) 正会員乙D (中小ユーザ企業)	2口 (10万円)
(9) 特別会員	2口 (10万円)

(会員名簿)

第9条 当法人は、一般法人法31条所定の社員名簿として、会員の名称又は氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載した当該会員の住所（当該会員が別に通知又は催告を受ける場所を当法人に連絡した場合にあっては、その場所）に宛てて発すれば足りる。

(退会)

第10条 会員は、次に掲げる事由により退会する。

- (1) 会員が理事会に対し所定の退会届を提出してから1ヶ月を経過したとき。
ただし、やむを得ない事由があるときは、退会届を提出して、直ちに退会することができる。

(2) 会員の解散又は死亡

(3) 会員の除名

- 2 前頁(3)の会員の除名は、正当な事由があるときに限り、会員総会の決議によってすることができる。この場合においては、一般法人法30条及び49条2項1号の定めるところによる。

第3章 会 員 総 会

(会員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後6か月以内に、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

2 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

会長に事故又は支障のあるときは、予め理事会において定めた順序に従い、その他の理事が招集する。

3 会員総会の招集通知は、会日の1週間前までに、書面でしなければならない。

4 会員総会は、法令の定めのある場所を除き、会員（賛助会員を除く。

以下同じ）の3分の2以上の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第12条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

会長に事故又は支障のあるときは、予め理事会において定めた順序に従い、その他の理事が議長となる。

(決議の方法等)

第13条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 会員は、各1個の議決権を有する。

3 賛助会員は、会員総会に出席して意見を述べることができる。

(議決権の代理行使)

第14条 会員は、当法人の会員を代理人として、議決権を行使することができる。

ただし、この場合は、会員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第15条 会員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が記名押印下上、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第16条 当法人に次の役員等を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって当法人の会長とする。
また、2名以内を副会長とすることができる。
 - 3 理事のうち、1名を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる。
 - 4 以上のほか、理事以外のものから、名誉会長1名及び顧問10名以内を置くことができる。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 名誉会長への就任は、理事会の推薦に基づき、会員総会の決議によって委嘱するものとする。
- 4 顧問への就任は、理事会の委嘱に基づくものとする。

(理事等の職務権限等)

第18条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 6 名誉会長は、ユーザ代表の立場において、当法人の理念を内外に伝える象徴としての役割を担うものとする。
- 7 顧問は、有識者又は公的団体の役員としての立場から、当法人の運営及び発展に関するアドバイスをする。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

(解任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。

第5章 理事会及び常務理事会

(理事会の構成)

第22条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第23条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業年度計画及び予算案の策定、理事候補者の選定、名誉会長及び顧問の推薦
なお、理事候補者の選定に当たっては、正会員甲の推薦する者を考慮にいれなければならない。
- (2) 上記のほか、当法人の業務執行の決定
- (3) 理事及び常務理事会の職務執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事・理事の選定及び解職

(招集)

第24条 理事会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の決議によって定めた順序により他の理事が理事会を招集し、議長となる。

(決議)

第25条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前頁の規定に関わらず、一般法人法96条の条件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(常務理事会)

第27条 理事会は、当法人の時宜に即した運営を行うため、主要な理事をもって常務理事会を構成し、第23条所定の業務のうち一般法人法90条4項所定の事項その他重要な業務執行の決行を除く事項を常務理事会に委任して行わせるものとする。

2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事会の選定する数名の理事をもって構成する。

3 常務理事会は、2か月に1回以上の頻度で開催するものとし、会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会に対し、常務理事会の職務執行の状況を報告しなければならない。

4 常務理事会の招集、決議、議事録については、理事会に関する規定を準用する。

第6章 部会及び分科会

(部会及び分科会)

第28条 当法人の事業を推進するため必要があるときは、目的活動を異にする部会を設置し、また、部会の中に分科会を設置することができる。

2 部会及び分科会の任務、構成及び各運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第29条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、事務次長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び主要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、(1)、(3)及び(4)の書類については、理事会の承認を経て、定時会員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細

ただし、会の運営において、剰余金が出た場合の分配は行わない。

(計算書類等の備置き)

第33条 当法人は、前条記載の書類のほか、監事作成の監査報告書を、定時会員総会2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 解 散

(解散)

第34条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会員総会の決議
- (2) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 裁判所の解散命令

(財余財産の帰属)

第35条 当法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、会員総会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から翌年度の3月31日までとする。

(設立時役員等)

第37条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 藤枝 純教

設立時理事 是枝 伸彦

設立時理事 佐野 健一

設立時代表理事 藤枝 純教

設立時監事 内田 智之

(設立時会員の氏名又は名称及び住所)

第38条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

1 住所 横浜市保土ヶ谷区法泉二丁目2番30号

名称 グローバル情報社会研究所株式会社

2 住所 東京都新宿区四谷四丁目29番地1

名称 株式会社ミロク情報サービス

3 住所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

名称 株式会社ビジョン

4 住所 東京都新宿区新宿一丁目1番14号

名称 旭テクネイオン株式会社

(定款に定めない事項)

第39条 この定款に定めない事項は、全て一般法人法その他の法令の定めるところによる。